

福井県立大学クラブ代表者会議 会則（抜粋）

クラブの定義

本会議ではクラブを以下のように定義している。

- 1 毎年、期限内に団体設立願と部員名簿と規約を顧問の許可の上、大学に提出し受理されている。
- 2 大学に団体として認められてから最低1年間はサークルとして活動しており、その年度の大学へ団体継続手続きを済ませている。活動2年目よりクラブに昇格する権利が与えられる。
- 3 団体の人員が5人以上で、かつ、顧問がいる。
- 4 最低年1回以上の発表会や試合、もしくは客観的にそれらに類することを行っており、かつ活動報告書が提出されているかその見込みがある。

サークルの定義

- 1 サークル設立時に、団体設立願と部員名簿と規約を顧問の許可の上、大学に提出し、受理されなければならない。
- 2 団体の人数は問わないが、顧問を必要とする。

クラブハウスの使用について

- 1 福井県立大学のクラブハウスの使用については、「福井県立大学学生生活規程」に従うものとする。
- 2 クラブハウス使用の各クラブ間での調整は、大学で行う。
- 3 クラブハウスを新たに使用したい団体（クラブ）は、大学に申請し、手続きを行う。但し、申請したからといって必ずしもクラブハウスを使用できるわけではない。
- 4 一つのクラブが使用できるクラブハウスは原則として一部屋とする。
- 5 クラブハウスの使用条件は以下の通りである。
 - 1) クラブハウスを使用できるのは、本大学のクラブとする。
 - 2) 大学へ「クラブハウス部室使用願」を毎年提出し、大学の許可を受けている。
 - 3) 火災の問題となるストーブ等の暖房器具は置かない。また、使用しない。
 - 4) クラブ活動に不必要な物を持ち込まない。

助成金について

- 1 助成金とは、福井県立大学後援会から予算に応じて支給される援助金である。
- 2 助成金を受ける対象となる団体はクラブのみとする。